糸魚川市行政評価実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、効率的かつ効果的な行財政運営を確保するため、行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　施策　政策（市政運営における特定の目的を実現するための基本的な方針をいう。）を実現するための個々の具体的な方策をいう。

（２）　事務事業　施策の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。

（３）　行政評価　市政運営における施策及び事務事業について、効果等を分析し、検証を行うことをいう。

（行政評価の対象）

第３条　行政評価の対象は、総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）に掲載されている事務事業及び主要な施策の進行を図るため、市長が特に必要と認める事務事業とする。

（行政評価の種類）

第４条　行政評価の種類は、事務事業評価とする。

（行政評価の方法）

第５条　前条に掲げる事務事業評価は、市長が別に定める評価表を用いて、当該事務事業の妥当性、有効性、効率性及び公平性について、総合的に分析することにより評価するものとし、次の区分により実施する。

（１）　事前評価　事務事業評価を行う年度以降に執行を予定している事務事業で、市長が定める金額以上の事務事業を対象とする。

（２）　事中評価　前号に規定する事前評価の対象となった事務事業で、計画期間が５年以上のものを対象とする。

（３）　事後評価　事務事業評価を行う年度より以前に執行された事務事業を対象とする。

（行政評価委員会の設置及び委員）

第６条　前条に規定する評価を実施するため、糸魚川市行政評価委員会（以下「行政評価委員会」という。）を設置する。

２　委員は、副市長、教育長、総務部長、市民部長、産業部長、総務課長、財政課長及び企画

定住課長をもって充てる。

３　委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　委員会の庶務は、総務部企画定住課において処理する。

（行政評価の評価者）

第７条　事務事業評価は、第５条第１号から第３号までごとに、三次にわたって評価するものとし、一次評価については当該事務事業の担当係長が、二次評価については当該事業の主管課長が、第三次評価については行政評価委員会が行う。

（評価結果の公表）

第８条　市長は、行政評価の評価結果を公表するものとする。

（評価結果の反映）

第９条　市長は、行政評価委員会の結果を踏まえ、次年度以降の予算及び事務事業執行に反映させるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この令達は、令達の日から施行する。

（糸魚川市行政評価等実施要綱の廃止）

２　糸魚川市行政評価等実施要綱（平成21年糸魚川市訓令第22号）は、廃止する。

前　文（抄）（平成30年４月１日訓令第６号）

令達の日から施行する。